

○瀬戸内市建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱

平成16年11月1日

告示第3号

改正 平成17年6月1日告示第27号

平成20年5月22日告示第35号

平成20年12月16日告示第53号

平成21年5月13日告示第23号

平成23年11月7日告示第25号

平成26年12月10日告示第45号

平成28年12月1日告示第54号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、瀬戸内市の発注する建設工事(以下「建設工事」という。)の請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)、その審査その他必要な事項について定めるものとする。

(入札に参加できない者)

第2条 次に掲げる者は、入札に参加することができない。

(1) 令第167条の4第1項に規定する者

(2) 第6条の規定による入札参加資格審査を受けていない者

(入札参加の停止)

第3条 市長は、令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった日の翌日から起算して2年間を限度とする期間を定めて入札に参加させないこと(以下「入札参加の停止」という。)ができる。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

2 市長は、前項の規定により入札参加の停止をした場合において、当該入札参加の停止の原因である事実又は行為の適当な是正措置がとられ、入札の遂行、契約の履行及び建設工事の施行上支障がないと認められるときは、当該入札参加の停止の期間を短縮することができる。

(入札参加資格審査の申請)

第4条 入札に参加しようとする者は、毎年、第6条の入札参加資格審査を受けなければならない。

2 前項の規定により、入札参加資格審査を受けようとする者(以下「入札参加資格審査申請者」という。)は、次の要件を備えていなければならない。ただし、市長が特に必要でないと認めた者については、この限りでない。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条の規定による許可を受けた者であること。
- (2) 法第27条の23の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていること。
- (3) 中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)に基づく中小企業退職金共済若しくは建設業退職金共済組合又は所得税法施行令(昭和40年政令第96号)に基づく特定退職金共済に加入していること。
- (4) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務(次条第2項第12号において「健康保険等届出義務」という。)を履行していること。
- (5) 国税及び地方税を完納していること。
- (6) 社会保険料を完納していること。ただし、年金事務所で確認できるものに限る。
- (7) 引き続き2年以上申請する業種の営業を行っていること。
- (8) 申請する業種について申請直前の経営事項審査の年間平均完成工事高を有していること。

3 一般競争入札の対象工事に係る入札参加資格審査申請者は、前項に規定する要件のほか、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 申請する業種について、申請直前の経営事項審査の総合評点が、令第167条の6及び瀬戸内市契約規則(平成16年瀬戸内市規則第50号)第5条の公告において発注工事ごとに定める評点以上であること。
- (2) 法第26条に規定する技術者が確実に設置できること。

(申請手続)

第5条 入札参加資格審査申請者は、所定の入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を、毎年1月1日から2月末日までの間に市長に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法第27条の27の規定による経営事項審査結果通知書の写し

- (2) 納税証明書
 - (3) 建設業許可証明書
 - (4) 工事経歴書
 - (5) 営業所一覧表
 - (6) 入札の参加又は契約の締結について権限を委任するときは、その委任状
 - (7) 法人にあっては商業登記簿謄本、個人にあっては市町村長が証明した代表者の身分証明書
 - (8) 建設業退職金共済組合加入証明書、中小企業退職金共済加入証明書、商工会議所特定退職金共済加入証明書又は商工会特定退職金共済制度加入証明書
 - (9) 使用印鑑届
 - (10) 印鑑証明書
 - (11) 技術職員名簿
 - (12) 健康保険等届出義務を履行していることを証する書類
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 市長が特に必要と認める者に限り、第1項の規定にかかわらず、年度中途において申請書を受け付けることができる。
- 4 第1項又は前項の規定により申請をした者は、次に掲げる事項について変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。この場合においては、変更を証する書類で市長が必要と認めるものを併せて提出するものとする。
- (1) 商号又は名称及び代表者
 - (2) 営業所の名称及び所在地並びにその代表者
 - (3) 建設業の許可事項
 - (4) 委任状の記載事項
 - (5) 使用印鑑
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項
- (入札参加資格審査)

第6条 入札参加資格審査は、前条の規定により申請をした者について、法第27条の23の規定による経営規模、その他経営に関する客観的事項の審査及び工事成績等に関する審査の結果に基づき次の表の左欄に掲げる建設工事の種類別に評定し、当該点数に基づき同表の中欄に掲げる点数区分に応じ、同表の右欄に掲げる級別業者に格付けするものとする。た

だし、新規に建設工事の種類別に格付けするときは、点数区分による級別業者の格付けから直近下位の級別業者に格付けするものとする。

種類別	点数区分	級別業者
土木一式工事	1,000点以上	AA
	780点以上1,000点未満	A
	710点以上780点未満	B
	630点以上710点未満	C
	550点以上630点未満	D
	550点未満	E
建築一式工事	1,000点以上	AA
	780点以上1,000点未満	A
	710点以上780点未満	B
	630点以上710点未満	C
	630点未満	D
とび・土工・コンクリート、電気、管、鋼構造物、塗装、機械器具設置、解体工事(交通安全工事を除く。)	780点以上	A
	710点以上780点未満	B
	630点以上710点未満	C
	630点未満	D
その他の建設工事(交通安全工事を含む。)	780点以上	A
	710点以上780点未満	B
	630点以上710点未満	C
	630点未満	D

(入札参加資格の決定)

第7条 入札参加資格は、次の表の左欄に掲げる建設工事の入札について、同表の中欄に掲げる工事設計金額区分に応じ、同表の右欄に掲げる入札参加資格者の級別業者に該当する者とする。

種類別	工事設計金額区分 (消費税額及び地方消費税額を含む。)	級別業者
土木一式工事	2億円以上	AA
	2,000万円以上2億円未満	A

	800万円以上8,000万円未満	B
	300万円以上2,000万円未満	C
	800万円未満	D
	300万円未満	E
建築一式工事	8,000万円以上	AA
	2,000万円以上2億円未満	A
	800万円以上8,000万円未満	B
	2,000万円未満	C
	800万円未満	D
とび・土工・コンクリート、電 気、管、鋼構造物、塗装、機械 器具設置、解体工事(交通安全工 事を除く。)	200万円以上	A
	5,000万円未満	B
	3,000万円未満	C
	1,000万円未満	D
その他の建設工事(交通安全工 事を含む。)	300万円以上	A
	4,000万円未満	B
	2,000万円未満	C
	500万円未満	D

2 次に掲げる工事については、前項の規定によらないことができるものとする。

- (1) 特殊な機械又は技術を必要とする工事
- (2) 災害時における応急復旧工事
- (3) その他市長が特殊な事情があると認める工事

3 前項の規定による入札参加資格の有効期間は、その年の6月1日から翌年の5月31日までとする。

(入札参加資格の取消し)

第8条 市長は、入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その資格を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号に規定する要件に該当するとき。
- (2) 不正の手段により申請書中の重要な事項について虚偽の記載をし、入札参加資格を得たとき。
- (3) 入札参加資格を得た後、能力が著しく低下したことが認められたとき。

(入札参加資格等の審査会)

第9条 入札参加資格審査及び入札参加の停止その他市長が必要と認めた事項の審議(以下「入札参加資格審査等」という。)は、瀬戸内市建設工事等入札指名委員会設置規程(平成16年瀬戸内市訓令第24号)第3条に規定する委員会が行うものとする。

2 入札参加資格審査等を行う会議は、定時審査会及び臨時審査会とし、定時審査会は毎年1回、臨時審査会は委員長が必要と認めたとき開くものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の牛窓町建設工事指名競争入札参加資格等に関する要領(平成7年牛窓町告示第40号)又は指名競争入札参加者の資格に関する規程(昭和57年邑久町規則第16号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年6月1日告示第27号)

この告示は、平成17年6月1日から施行する。

附 則(平成20年5月22日告示第35号)

この告示は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成20年12月16日告示第53号)

この告示は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成21年5月13日告示第23号)

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成23年11月7日告示第25号)

この告示は、平成23年12月1日から施行する。

附 則(平成26年12月10日告示第45号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の瀬戸内市建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱の規定は、平成27年度入札参加資格審査申請から適用する。

附 則(平成28年12月1日告示第54号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 施行の日から平成29年5月31日までの期間において、とび・土工・コンクリート工事の入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間においては、解体工事の入札参加資格を有するものとみなす。